［号を削る。］
二～二十八　［略］

二　株式会社商工組合中央金庫
三～二十九　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府総務省令第二号
文部科学省

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

総理府
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（指名競争契約） **第二十九条**　契約担当者は、前条の規定による一般の競争に付することを明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には、指名競争に付することができる。 ［一　略］ 二　予定価格が八百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が五百万円を超えない財産の買入れをするとき。 三　予定賃借料の年額又は総額が三百万円を超えない物件の借入れをするとき。 四　予定賃貸料の年額又は総額が百万円を超えない物件の貸付けをするとき。 五　予定価格が二百万円を超えない財産の売払をするとき。 六　工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が三百五十万円を超えないとき。 ［2・3　略］ （随意契約） **第三十条**　契約担当者は、第二十八条の規定による一般の競争に付することが明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には随意契約によることができる。 ［一・二　略］ 三　予定価格が四百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が三百万円を超えない財産の買入れをするとき。	（指名競争契約） **第二十九条**　［同上］ ［一　同上］ 二　予定価格が五百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が三百万円を超えない財産の買入れをするとき。 三　予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件の借入れをするとき。 四　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件の貸付けをするとき。 五　予定価格が百万円を超えない財産の売払をするとき。 六　工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないとき。 ［2・3　同上］ （随意契約） **第三十条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　予定価格が二百五十万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が百六十万円を超えない財産の買入れをするとき。